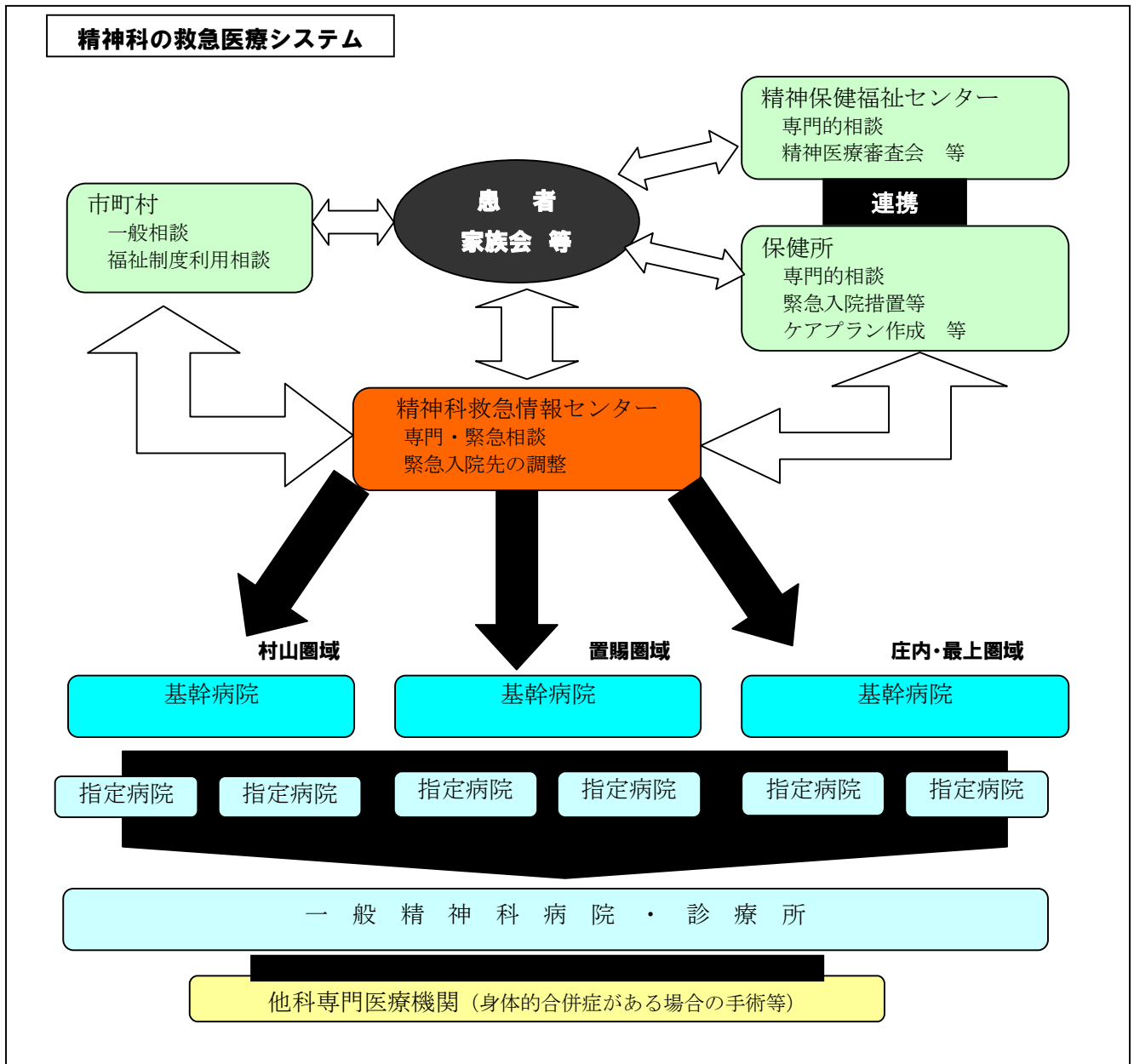


精神科の救急医療体制について

平成 21 年 3 月 19 日

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に基づき、第 5 次山形県保健医療計画における精神科の救急医療体制について、次のとおり定める。

精神科の救急医療体制



精神科の救急医療体制

医療機関	機能
基幹病院	次の全ての基準を満たす病院（1 精神科医療圏域当たり 1 病院） 1 常時、精神科救急外来診療が可能であること 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）（以下、「精神保健福祉法」という。）第 19 条の 8 の規定に基づく措置入院指定病院であること（同法第 19 条の 7 の規定に基づく病院を含む。） 3 精神保健福祉法第 33 条の 4 の規定に基づく応急入院指定病院であること 4 山形県精神科救急医療施設に関する指定要領に基づく精神科救急医療施設であること
指定病院	次の全ての基準を満たす病院 1 精神保健福祉法第 33 条の 4 の規定に基づく応急入院指定病院であること 2 山形県精神科救急医療施設に関する指定要領に基づく精神科救急医療施設であること

※ 応急入院指定病院

急速を要するため、保護者の同意を得ることができない場合、本人の同意がなくても指定医の診察により 72 時間以内に限り入院させることができる病院。

※ 精神科救急医療施設

指定医のオンコール等により主として夜間や休日における医療対応体制を整え、入院が必要な場合は入院できるように空床を確保することとされている病院。

精神科の救急医療体制を構築する病院

医療機関	基幹病院	指定病院	備考	
精神科医療圏域名 （精神科救急医療圏名）	村山	山形さくら町病院	山形さくら町病院 上山病院 千歳篠田病院 若宮病院	村山二次保健医療圏と同じ。
	置賜	佐藤病院	佐藤病院	置賜二次保健医療圏と同じ。
	庄内・最上	県立鶴岡病院	県立鶴岡病院 新庄明和病院	庄内及び最上二次保健医療圏と同じ。